

アンケートと一緒に見てください（子どもの権利についての説明）

安全に育つ権利

第6条【生きる権利・育つ権利】

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。



第19条【あらゆる暴力からの保護】

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどをうけたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。



自分の自由な考えを自由に話すことができる権利

第12条【意見を表す権利】

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



知りたいことを知ることができる権利

第13条【表現の自由】

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。



第17条【適切な情報の入手】

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。



すべての子どもが自分に合った手助け（手伝い）を受けられる権利

第3条【子どもにもっとよいことを】

子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっとよいことは何かを第一に考えなければなりません。



第23条【障がいのある子ども】

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受けられる権利をもっています。



差別されない権利

第2条【差別の禁止】

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがいが、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。



医療を受ける権利

第24条【健康・医療への権利】

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受けられる権利をもっています。



教育を受ける権利

第28条【教育を受ける権利】

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

